

ゲートボール場用地に係る固定資産税等の減免に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第60条第1項第4号の規定に基づき、ゲートボール場用地に係る固定資産税および都市計画税の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で、「ゲートボール場管理者」とは町内会長又は市老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブ代表者をいう。

(減免の条件)

第3条 減免の対象となるゲートボール場用地は次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 1 ゲートボール場管理者がゲートボール場用地として土地所有者から無償貸与を受け、町内会又は老人クラブが管理使用するものであること。
- 2 ゲートボール場管理者と土地所有者との間で、ゲートボール場専用地として3年以上の使用貸借契約が締結されていること。

附 則

この要綱は、昭和62年6月11日から施行し、昭和62年度の固定資産税及び都市計画税から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。